

大阪府アレルギー疾患 対策連絡会議について



大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

国によるアレルギー疾患対策

～法施行から都道府県における医療提供体制整備に係る通知～

リウマチ・アレルギー対策委員会報告書(平成23年8月)アレルギーに関する記述概要

背景	◎ アレルギー疾患は、 <u>国民の約5割が罹患する国民病</u> であり、喘息死については減少している(平成17年:3,198名→平成21年:2,139名→平成26年:1,550名)ものの、 <u>花粉症などのアレルギー疾患は増加</u> (平成10年:19.6%→平成20年:29.8%)。
----	---

報告書の方向性	ポイント
医療の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医と専門医療機関の円滑な連携体制の確保を図る。 ・診療ガイドラインの普及及び診療ガイドラインに基づいた基本的診療技術の習得を推進する。 ・人材の育成を図るため、医療関係団体や関係学会等と連携し、アレルギー疾患に係る教育を充実させていく。 等
情報提供・相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患を自己管理する手法等について、関係団体や関連学会等と連携し、普及啓発体制の確保を図る。 ・ホームページ等による情報提供や、アレルギー物質を含む食品に関する表示の見直し、自己管理に資する情報提供、研修会の実施、専門医療機関等を対象とする相談窓口の設置等を具体策として推進していく。 等
研究開発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性アレルギー疾患に対する治療方法の開発と、その普及に資する研究を推進する。 ・研究成果から得られた医学的知見のかかりつけ医等への普及を図る。 ・優れた医薬品がより早く患者の元に届くよう治験環境の整備に努める。 等

アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月25日施行)

対象疾患： 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、
アレルギー性結膜炎、食物アレルギー、等

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない。

基本理念

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

アレルギー疾患対策基本指針

○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が基本指針を策定

- ・ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
- ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
- ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
- ・ その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

厚生労働省

アレルギー疾患対策 推進協議会

- ・ 「アレルギー疾患対策基本指針」の策定・変更にあたって意見を述べる
- ・ 委員は、厚生労働大臣が任命

(委員)

- ・ 患者及びその代表者
- ・ アレルギー疾患医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

※ 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で規定

アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会 報告書(平成29年7月28日)概要

○平成29年3月に、「アレルギー疾患対策基本法」に基づき策定された「アレルギー疾患対策基本指針」において、国は、アレルギー疾患医療の提供体制について検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備すること等とされたことを受け、平成29年4月に、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」を設置した。

○平成29年7月に同検討会報告書がまとまり、都道府県が、住民の居住する地域に関わらず適切な医療や相談を受けられる体制を整備する上で、参考となる考え方を示した。なお、同日に都道府県に対し、局長通知を発出した。

主な内容

●中心拠点病院の役割

- ・国立成育医療研究センターと国立病院機構相模原病院の2施設を、「中心拠点病院」と基本指針において定めた。
- ・「中心拠点病院」は、「全国拠点病院連絡会議」を開催し、都道府県拠点病院間での連携を図ること等を示した。

●都道府県の役割

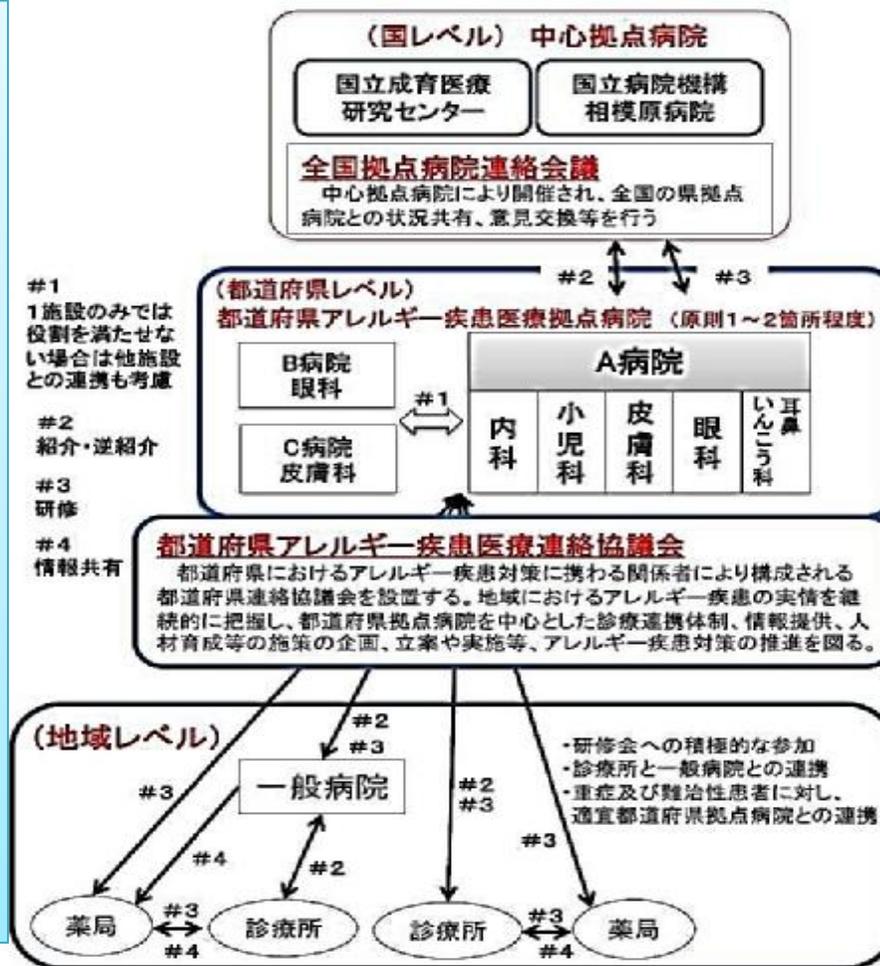
- ・都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を、原則1～2カ所選定する。
- ・都道府県拠点病院を中心に実施されるアレルギー疾患対策の企画、立案を行う「都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置する。

●かかりつけ医、薬局・薬剤師の役割

- ・科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う。
- ・診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る。

●その他

- ・アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるために、中心拠点病院、都道府県拠点病院、診療、情報提供、人材育成、研究等の観点から整理した。
- ・都道府県拠点病院の選定要件や連絡協議会の役割、想定される構成の考え方を示した。



平成29年7月28日には、各都道府県知事に対し、報告書の内容等について、健康局長通知を発出。

出典: 第10回アレルギー疾患推進協議会資料(厚生労働省)

厚生労働省健康局長通知を 踏まえた大阪府の対応

「大阪府アレルギー疾患対策連絡会議」の設置について

根拠法令及び基本的施策

- ◆アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月25日施行）
第5条「地方公共団体の責務」
- ◆アレルギー疾患対策基本指針（平成29年3月21日告示）
第1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的事項
(2)イ. 地方公共団体の責務
「地域の特性に応じた施策の策定及び実施」
(基本的施策)
 - ・重症化予防及び症状の軽減のための施策
 - ・アレルギー疾患患者の生活の質の向上のための施策
 - ・アレルギー疾患医療の均てん化のための施策
- ◆「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日厚生労働省健康局長通知）
【都道府県の役割】
 3. 「都道府県アレルギー疾患医療拠点病院」の選定
⇒4病院を選定（平成30年6月1日）
近畿大学医学部附属病院、大阪はびきの医療センター
関西医科大学附属病院、大阪赤十字病院
 4. 「都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会」の設置
⇒「**大阪府アレルギー疾患対策連絡会議**」として設置
(平成30年6月15日 設置要綱策定)

設置目的

府のアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、大阪府アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画・立案・実施等を行うことにより地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図る。

検討内容

- (1) アレルギー疾患医療提供体制に関すること。
- (2) アレルギー疾患に関する人材育成に関すること。
- (3) アレルギー疾患に関する普及・啓発に関すること。
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な事項。

会議の構成等

(構成員)

大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、大阪府看護協会、大阪府栄養士会、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会、大阪府眼科医会、大阪府耳鼻咽喉科医会、大阪府内科医会、大阪小児科医会、大阪皮膚科医会、大阪府アレルギー疾患医療拠点病院（事務局）

大阪府地域保健課 疾病対策・援護グループ

協議内容

- ◆第1回会議（平成30年8月30日開催）
(内容)
 - ①大阪府アレルギー疾患対策連絡会議について
 - ②アレルギー疾患の現状と課題
 - ③アレルギー疾患との関わりについて
- ◆第2回会議（11月上旬を予定）
(内容 案)
 - ①次年度のアレルギー疾患対策事業(案)について
 - ②医療提供体制整備について 他

アレルギー疾患対策の推進体制イメージ

